

1

（配点：80点）

以下の事例を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事実】

1. Aは、その亡妻Bとの間に子Cをもうけていた。Cは、中学校を卒業後、高校へ進学せず定職にもつかずにいたが、令和5年6月17日、他県の自動車整備工場に雇用されたことから、Aの家を出てアパートを借り、一人暮らしを始めた。当時のCの年齢は、17歳であった。
2. Cは、Bの所有していた甲土地をBからの相続により取得していた。甲土地は、C名義とされていたが、Cの親権者であるAが公租公課の支払を含め管理を行っていた。
3. 令和5年6月26日、Aは、自らの遊興を原因とする1000万円を超える借金の返済に窮していたことから、C所有の甲土地を自らが管理していることを奇貨として、甲土地をCの承諾を得ずに売却し、その代金を自己の借金の返済に充てようと考えた。
4. 令和5年6月27日、Aは、Cの代理人として、知人Dとの間で甲土地を500万円で売却する契約を締結した。ところが、Dはその時点で200万円しか現金を有していなかったことから、AとDは、Dが残代金300万円の現金を調達できた時点でCからDへの所有権移転登記手続をすることにし、とりあえずとして200万円を支払った。
5. なお、Dは、【事実】4の売買契約を締結した時点で、Aが遊興を原因として多額の借金を抱えており、Aが甲土地の代金の一部である200万円をAの借金に充当するつもりであることを知らなかった。

〔設問〕 【事実】1～5を前提として、次の問いに答えなさい。

Dが残代金300万円を調達し、これをAに交付した場合、DはCに対して甲土地の所有権移転登記手続の請求をすることができるか。Dの請求の根拠を説明し、その請求の可否を論じなさい。

2

（配点：80点）

以下の事例における X、Y の罪責について論じなさい。

X は警察官を装って、午後 2 時過ぎ頃に A（78 歳）に電話をかけ、同人に対し、「あなたは詐欺の被害に遭っている可能性がある。被害額を取り返したいが、まずこれ以上の被害が出ないように、銀行口座を凍結する必要がある。それには A さんのキャッシュカードを確認する必要がある」などと虚偽の事実を告げた。動揺した A がこれ信じて捜査に協力する旨伝えたところ、X は「これから金融庁の職員が封筒を準備してお宅に伺うことになるが、到着したらその場でキャッシュカードを確認させて頂き、問題がなければ、持参した封筒にカードを封入する。その後、3 日間は絶対に開封せず、自宅でそのまま保管しておいて欲しい。その 3 日間の間は、口座からの引き出しはできない」などと告げ、A はこれ信じた。

その後、X はあらかじめ A 方付近の量販店で待機していた Y（23 歳、身長 180 センチ、体重 80 キロ）に電話をかけ、金融庁職員になりすまして A 方に赴き、同人を欺いて同人所有のキャッシュカードを持ち帰ってくるよう指示し、メールで A 方の位置なども伝えた。具体的には、スーパーのポイントカードを封入した偽の封筒を準備して A 方を訪れ、A に用意させたキャッシュカードを確認したのち、空の封筒に入れて封をし、その後で、割り印をするための印鑑が必要である旨を告げて A に取りに行かせ、同人がその場を離れた隙に、キャッシュカードが入った封筒と上記の偽の封筒とをすり替え、その後、戻ってきた A の前で偽の封筒に割り印をし、同人に開封せず保管するよう伝えて、キャッシュカード入りの封筒を持ち去ってくる、という計画であった。なお、X は Y に対し、少しでも発覚しそうになった際にはとにかく逃げるように、余計なことはするなという趣旨の指示もしていた。

Y は上記の計画に基づき、同日午後 4 時頃、徒歩で A 方に向かったが、A 方まで約 140 メートル付近の路上に至った時点で、制服の警察官 B（40 歳、身長 171 センチ、体重 65 キロ）が自分の後をつけてきていることに気付き、慌てて付近の角を曲がり、細い道に入って、A 方とは逆の方向に向けて走り出した。しかし B もすぐに走って、Y が逃走を開始した地点から約 200 メートル離れた地点にある路上で Y に追いつき、同人の進路を塞いで前に立つ形で「すみません、ちょっと話を聞かせて貰えませんか」と話しかけた。Y は顔を覚えられたらまずいと思い、そのままかがみ込むような動作をしたのち、そのままの態勢で突然前方に走り出し、B にタックルの要領で体当たりをして、その場に同人を転倒させ、その隙に逃走することに成功した。B は転倒した際に加療 2 週間程度の擦過傷を負った。

1

（配点：80点）

Xは、いわゆる地域の自治会で、より豊かな生活環境をつくりだすために相互に協力し、あわせて親睦をはかること、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的として、A県B市C町の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体である。自治会Xは、1990年に地方自治法260条の2に規定する「地縁による団体」として認可を受け、法人格を取得した。自治会Xの会員の世帯数は、対象区域内の世帯の約90パーセントに当たった。

自治会Xは、2023年3月開催の定期総会において、自治会費を年6,000円から年8,000円に増額する旨の決議（本件決議）をした。本件決議による増額分の会費2,000円は、自治会Xにおいて他の自治会費6,000円とは別に管理し、その全額を、地元の小学校教育後援会および中学校教育後援会、赤い羽根共同募金会、B市緑化推進委員会（緑の募金）、B市社会福祉協議会、日本赤十字社及びA県共同募金会（歳末助け合い運動）（以下、まとめて「本件各会」という。）への募金や寄付金に充て、翌年度には繰り越さないことが予定されていた。

募金や寄付金は、各自治会組織を通じて各世帯から募るのが全国的、一般的であるが、住民の高齢化傾向に伴い、寄付金の集金業務を担当する自治会役員の負担が過大となったため、住民の強い要望により、本件決議で、本件各会への寄付金を会費として徴収し、まとめて自治会Xから支出することとしたのである。このような寄付の方法は、全国的に見て珍しいことではなかった。本件決議は、自治会Xの規約に従い、一年間にわたり十分な議論の上で大多数の賛成を得て議決された。

自治会Xは、本件決議後開かれた役員総務会において、会費増額に反対して会費の支払を拒否する会員には自治会離脱届の提出を求めることを決議している。そして自治会Xは、Xに加入しない者に対し、配布物を自治会組織で配布しない、災害や葬儀等の時にXとして一切協力しない、ごみステーションを利用できないなどの生活上の不利益が及ぶことを明言している。なお、地方自治法260条の2は、同条1項の認可を受けた「地縁による団体」は、「正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。」（7項）、「民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。」（8項）と規定している。

Yらは、自治会Xの会員であるが、寄付をするか否かは、本来個人の自由な意思に委ねられるべきものと考えており、本件決議が無効であることの確認などを求めて訴訟を提起した。

【設問】

上記事案に含まれる憲法上の問題について論じなさい。必要に応じて、判例や、自己の見解と異なる見解に言及すること。

1

（配点：40点）

以下の設例を読んで〔問い〕に答えよ

1. 甲株式会社（以下、甲社という）は監査役を設置する公開会社である。甲社の取締役は代表取締役であるA、代表権のない取締役B、C、Dの4名であり、監査役はEである。なお、甲社の定款には以下の規定がある。

第15条 取締役会は代表取締役が招集する。

- 2 取締役会の会日の3日前までに、取締役会の日時、場所および会議の目的である事項を記載した招集通知を各取締役及び監査役に書面または電子メールで発する。

第16条 取締役会の議長は代表取締役がつとめる。

2. 甲社では、令和5年8月1日に定例取締役会が開催される予定となっており、7月25日に取締役会招集通知が発送された。招集通知には以下の事項が記載されていた。

・日時及び場所 令和5年8月1日（火）10:00～ 於：本社第1会議室

・審議事項

〔決議事項〕 1 南日本支社の開設について

〔報告事項〕 1 2023年3月期第1四半期決算

2 6月度営業報告

3 2024年4月入社新卒採用について

以上

3. 8月1日開催の取締役会には取締役・監査役の全員が出席し、定刻に開会された。議長のAは招集通知に従い決議事項、報告事項について議事を進めていった。報告事項3の報告が終了したところで取締役Bが起立し、「動議です。代表取締役A氏の代表取締役解職を提案します。賛成の方はご起立下さい」と述べ、Cが起立した。Bは「賛成多数で動議は可決されました。」と宣言をした。

〔問い〕 Aは、Bが述べたAを代表取締役から解職する決議（以下、本件解職決議という）の効力を争いたいと考えている。Aが本件解職決議を争う方法、およびAが主張すると考えられる本件解職決議の瑕疵を漏れなく述べたうえで、Aの主張の当否を検討せよ。

1

(配点 : 40点)

Aは自営業者Bに対して500万円の貸金債権(以下「本件貸金債権」という)を有しているが、Bは弁済期が到来したにもかかわらず、返済しない。Aが調べたところ、Bは過大な債務を負う一方で、事業はうまくいっておらず、めぼしい財産はCに対する200万円の売掛債権(以下「本件売掛債権」という)しかないことが分かった。そこで、Aは、債権者代位権に基づき、Cを被告としてAへの200万円の支払を求める訴えを提起し(この訴えにかかる訴訟を、以下「本件訴訟」という)、Bに対して訴訟告知を行った。

この事例につき、次の【設問】に答えなさい。

【設問】

(1) 本件訴訟が係属中に、BがCに対して、本件売掛債権に基づき、200万円の支払を求める訴え(別訴)を提起した。この訴えは適法か。また、BがCに対して本件売掛債権の支払を求めて、本件訴訟に共同訴訟参加することができるか。

(2) BがCに対して本件売掛債権の支払を求めるとともに、Aの本件貸金債権の存在を争って訴訟参加をする場合、どのような参加方法をとることが考えられるか。

以上

1

（配点：40点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

- 1 運転する普通自動車（以下では「本件車両」という）を過失によってVの軽自動車に追突させたためVが負傷したという過失運転致傷の罪（自動車運転死傷行為等処罰法第5条）の被告事件において、被告人Xおよび弁護人Dは無罪を主張した。
- 2 検察官Pの冒頭陳述によれば、(a)本件車両の追突は、本件車両におけるブレーキパッドの損傷に内在していた事故の危険性が実現したものであって、かつ、(b)ブレーキパッドの損傷を放置して漫然と運転したことにXの過失が認められるというのであった。
- 3 事件の際に本件車両に同乗していたWは、証人として採用されて尋問を受けた。Wは、Pによる主尋問において、以下のように証言した（以下では「本件証言」という）。
「軽自動車との追突の少し前に、運転していたXは、『ブレーキの具合が悪いんだ』と言っていました。」
- 4 本件証言を聞いたDは、その場でただちに、本件証言を証拠とすることに対して異議を申し立てた。

<参考：自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（抄）>

第5条

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

【設問】

裁判所が本件証言を証拠として用いることは許されるのか否かについて、以下の①の場合と②の場合に分けたうえで、場合ごとに、具体的事実を挙げて論じなさい。

- ① 裁判所において本件証言が(a)の事実を認定するために用いられるという場合
- ② 裁判所において本件証言がもっぱら(b)の事実を認定するために用いられるという場合